

事前協議（新設・増設）申込書

年 月 日

徳島県知事
殿
(南部・西部) 総合県民局長

申込者

(氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名)

徳島県生活環境保全条例第 条第 項の規定により、次の事業計画について、事前協議をお願いします。

工場又は事業場の名称		※整理番号	
新設又は増設計画場所		※受付年月日	
新設又は増設計画内容	別紙1のとおり	※協議会開催 年 月 日	
ばい煙発生施設の種類の種類		※協議結果	
粉じん発生施設の種類の種類			
水質汚濁に係る特定施設の種類の種類		※備考	
周辺見取図			

- 備考
1. ばい煙発生施設の種類の欄には、大気汚染防止法施行令別表第1に掲げる項番号及び名称を記載すること。
 2. 粉じん発生施設の種類の欄には、大気汚染防止法施行令別表第2に掲げる項番号及び名称を記載すること。
 3. 水質汚濁に係る特定施設の種類の欄には、水質汚濁防止法施行令別表第1に掲げる項番号及び名称を記載すること。
 4. 周辺見取図は、工場の敷地内の建物の配置及び工場周辺の民家等の立地状況を記載すること。
 5. 申込書及び別紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。
 6. ※の欄には、記載しないこと。

新設（又は増設）に係る事業計画

目 的	
敷 地 面 積	
施設規模、能力、台数	
工 事 期 間	
操 業 時 間	
大気汚染対策 (1) ばい煙対策 (2) 粉じん対策	
水 質 汚 染 対 策	
備 考	

新增設に係るばい煙排出計画

施 設 名				
施 設 規 模				
燃料使用量 (L/h)	最 大			
	通 常			
燃 料 種 類 (含有N分) 灰		S		
原 材 料 種 類 (t/h) (ばい煙に影響のあるもの)				
処 理 施 設 の 名 称				
処 理 施 設 の 効 率				
排出口の高さ (m)	実 高 さ			
	有 効 高 さ			
排出ガス量 (m ³ /h)	最 大			
	通 常			
ばい煙量及びばい煙濃度	ばいじん (g/m ³)	処 理 前		
		処 理 後		
	いおう酸化物 (m ³ /h)	最 大	処 理 前	
			処 理 後	
		通 常	処 理 前	
			処 理 後	
	窒素酸化物 (ppm)	処 理 前		
		処 理 後		
	有 害 物 質 (mg/m ³)	処 理 前		
		処 理 後		
	備 考			

- 備考
- 1 施設名は大気汚染防止法施行令別表1の中欄に掲げる名称を、施設規模は、同表の中欄に掲げる施設の当該下欄に規定する項目について記載すること。
 - 2 排出ガス量及びばい煙量については、温度が零度であって圧力が1気圧の状態（この項において「標準状態」という。）における量に、ばい煙の濃度については、標準状態における排出ガス1立方メートル中の量に、それぞれ換算したものとす。
 - 3 ばい煙の濃度は、乾きガス中の濃度とすること。

既設ばい煙排出状況

施 設 名				
施 設 規 模				
燃料使用量 (L/h)	最 大			
	通 常			
燃 料 種 類 (含有N分) S 灰				
原 材 料 種 類 (t/h) (ばい煙に影響のあるもの)				
処 理 施 設 の 名 称				
処 理 施 設 の 効 率				
排出口の高さ (m)	実 高 さ			
	有 効 高 さ			
排出ガス量 (m ³ /h)	最 大			
	通 常			
ばい煙量及びばい煙濃度	ばいじん (g/m ³)	処 理 前		
		処 理 後		
	いおう酸化物 (m ³ /h)	最 大	処 理 前	
			処 理 後	
		通 常	処 理 前	
			処 理 後	
	窒素酸化物 (ppm)	処 理 前		
		処 理 後		
	有 害 物 質 (mg/m ³)	処 理 前		
		処 理 後		
備 考				